

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 昭和59年12月25日 条例第35号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第4条第2項第2号、第13条、第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。）、第20条第8項及び第9項、第21条、<u>第22条第5号</u>、第28条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を<u>法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。</u>）並びに第5項第1号口（法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。）、第33条第4項並びに第43条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、法の施行及び法の規定に基づく事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 （年少者の法第2条第1項第8号の営業に係る営業所への立入時間の規制）</p> <p>第9条 <u>法第22条第5号</u>の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は午後8時とする。 （<u>店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域等</u>）</p> <p>第10条 法第28条第1項（<u>法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。</u>）の条例で定める施設は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「病院等」という。）とする。</p>	<p style="text-align: center;">風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 昭和59年12月25日 条例第35号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第4条第2項第2号、第13条、第15条（法第32条第2項において準用する場合を含む。）、第20条第8項及び第9項、第21条、<u>第22条第4号</u>、第28条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を_____法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）並びに第5項第1号口（法第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項及び第31条の18第1項において準用する場合を含む。）、第33条第4項並びに第43条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、法の施行及び法の規定に基づく事務の手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 （年少者の法第2条第1項第8号の営業に係る営業所への立入時間の規制）</p> <p>第9条 <u>法第22条第4号</u>の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は午後8時とする。 （<u>店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等</u>）</p> <p>第10条 法第28条第1項（_____法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「病院等」という。）とする。</p>

新	旧
---	---

- 2 省略
- 3 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第2項の規定に基づき、松山市道後多幸町のうち県道六軒家石手線の各一側について幅20メートル以内の区域以外の地域において、受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）を営むことを禁止する。
- 4 省略
- 5 法第28条第4項（法第31条の3第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項第4号の営業その他法第28条第4項の国家公安委員会規則で定めるものを除く。）、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の深夜における営業を禁止する。

別表第1（第3条関係）

風俗営業の種別	地域
省略	
省略	
省略	

注 この表において「保全対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 1・2 省略
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- 4 省略

別表第7（第13条関係）

手数料を納めなければならない者	区分	金額
1～14 省略		
15 法第27条第4項（法第31条の	(1) 法第2条第6項又は第9項の営業を営もうとする者	11,900円

- 2 省略
- 3 省略
- 4 法第28条第4項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項第4号の営業その他法第28条第4項の国家公安委員会規則で定めるものを除く。）及び店舗型電話異性紹介営業の深夜における営業を禁止する。

別表第1（第3条関係）

風俗営業の種別	地域
省略	
省略	
省略	

注 この表において「保全対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 1・2 省略
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条 に規定する児童福祉施設
- 4 省略

別表第7（第13条関係）

手数料を納めなければならない者	区分	金額
1～14 省略		

新			旧		
<p>12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>	<p>(2) 法第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの (3) 法第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者(2)に掲げる者を除く。)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)附則第3条第2項の規定により法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者</p>	<p>3,400円と8,500円に受付所の数を乗じて得た額との合計額 3,400円</p>			
<p>16 法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項</p>	<p>(1) 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 (2) その他の場合</p>	<p>1,900円と8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 1,500円</p>			

新			旧		
<p>において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第27条第2項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第2項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付を受けようとする者</p>					
<p>17 法第27条第4項(法第31条の12第2項において準用する場合を含む。)又は第31条の2第4項(法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。)</p>		<p>1,200円</p>			

新			旧		
<u>)の規定に基づ く届出書の提出 があつた旨を記 載した書面の再 交付を受けよう とする者</u>					
備考 省略			備考 省略		